

非課稅部分

### 土地等の明細書

( — )

(平成 年分)

## 土地等の明細書の記載要領

1 土地等の明細書の記載に当たっては、次の点に留意する。

(1) 課税時期において有する土地等を、次により一般分土地等、課税価格特例土地等(1/2特例分)、課税価格特例土地等(2/3特例分)、課税価格特例土地等(1/5特例分)及び非課税土地等に区分した上、その各区分ごとに、土地等の明細書を記載する。

なお、課税価格特例土地等(1/2特例分)、課税価格特例土地等(2/3特例分)又は課税価格特例土地等(1/5特例分)がある場合には、「土地等の明細書(1/2特例分・2/3特例分・1/5特例分)」の右上部の該当部分を○で囲む。

### イ 一般分土地等

次のロ以下に掲げる課税価格特例土地等(1/2特例分)、課税価格特例土地等(2/3特例分)、課税価格特例土地等(1/5特例分)及び非課税土地等のいずれにも該当しない土地等をいう。

### ロ 課税価格特例土地等(1/2特例分)

地価税法第17条又は租税特別措置法第71条の8(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の計算の特例)から第71条の12(特定の附置義務駐車施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)までのいずれかの規定の適用を受ける土地等をいう。

### ハ 課税価格特例土地等(2/3特例分)

租税特別措置法第71条の13(環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)から第71条の16(特定の放送用施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)までのいずれかの規定の適用を受ける土地等をいう。

### ニ 課税価格特例土地等(1/5特例分)

租税特別措置法第71条の7(優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税価格の計算の特例)の規定の適用を受ける土地等をい

う。

### ホ 非課税土地等

地価税法第6条(非課税)から第8条(外国公館等の土地等の非課税)まで若しくは地価税法附則第3条第2項(非課税に関する経過措置)の規定又は租税特別措置法第71条の3(建物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税)から第71条の6(民間都市開発推進機構が有する土地等の非課税)までのいずれかの規定により地価税が非課税とされる土地等をいう。

(2) 記載の単位は、原則として、評価単位(利用の単位となっている1区画(1画地)の宅地など)ごととする。

(3) 上記(2)で評価した土地等について、原則として、都道府県別、かつ、市区町村別にくくって記載する。この場合、工場等の敷地、営業所等の敷地というように利用状況の異なる土地等があるときは、各施設等の敷地ごとにひとくくりとして記載する。

〔注〕 一の施設等の敷地が2以上の市区町村にまたがるときは、市区町村の別に分割せずに記載する。

なお、課税価格特例土地等(1/2特例分)、課税価格特例土地等(2/3特例分)、課税価格特例土地等(1/5特例分)及び非課税土地等については、更に、別表第一の各号の別等、その用途別にくくって記載する。

## 2 各欄の記載要領

### (1) 「( )」欄

この欄には、一般分、1/2特例分、2/3特例分、1/5特例分及び非課税分の各明細書ごとに、その明細書が「総枚数○○枚のうち○○枚目」かが分かるよう総枚数と一連番号を記載する。例えば、100枚のうちの3枚目である場合には、「(100-3)」のように記載する。

### (2) 「初年分・翌年以降分」欄

初年分の明細書である場合には、「初年分」を、

翌年以降分の明細書である場合には、「翌年以降分」を○で囲む。

注 「翌年以降分」とは、地価税の申告書を提出した者が、翌年以降も連続して申告書を提出する場合に、その翌年以降4年分の申告書に添付する明細書で、地価税法施行規則第6条第5項(申告書等の記載事項)の規定の適用を受けて「異動のあった土地等」のみの明細を記載するものをいう。

(3) 「利用状況」欄

この欄には、この土地等の利用状況を具体的に記載する(例えば、本社、○○支店、○○工場など)。

(4) 「利用区分」欄

この欄は、次の表に掲げる利用区分に従って記載する。

利 用 区 分
自用地、貸付地、貸家建付地、地上権、永小作権、地役権、自用借地権、転貸借地権、転借権、貸家建付借地権、耕作権、賃借権、占用権などの別

(5) 「所在地」欄

この欄には、土地等の所在地を記載する。

(6) 「路線価」欄及び「固定資産税評価額」欄(「非課税分」の明細書以外の明細書)

イ 「路線価」欄には、路線価方式により評価する土地等について、その1平方メートル当たりの価額(奥行価格補正その他の画地調整を要するものにあっては、画地調整後の価額とし、その土地等が借地権等又は底地であっても自用地としての価額とする。)を記載する。

ロ 「固定資産税評価額」欄には、倍率方式により評価する土地等について、その土地に係る固定資産税評価額を記載する。

なお、共有の土地等については、その共有持分に対応する固定資産税評価額を記載する。

(7) 「面積」欄及び「倍率」欄(「非課税分」の明細書については、「面積」欄のみ)

イ 「面積」欄の記載に当たっては、宅地については1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨て、それ以外の地目の土地等については1平方

メートル未満の端数は切り捨てる。

なお、共有の土地等については、その共有持分に対応する面積を記載する。

ロ 「倍率」欄には、倍率方式により評価する土地等について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記載する。

(8) 「借地権割合等」欄(「非課税分」の明細書以外の明細書)

この欄には、その土地等が借地権等である場合又は底地である場合において、借地権等又は底地の価額が更地の価額(評価上の自用地としての価額)に占める割合を%表示で記載する。

(9) 「課税価格に算入すべき価額」欄(「非課税分」の明細書以外の明細書)

この欄の記載に当たっては、課税価格特例土地等については、特例適用後の金額(2分の1、3分の2又は5分の1後の金額)を記載することに留意する。

(10) 「区分」欄(「一般分」の明細書以外の明細書)

この欄には、課税価格特例土地等及び非課税土地等について、その該当する地価税法又は租税特別措置法の条項を次表の記載例の要領で記載する。

該 当 条 項	記 載 例
【課税価格特例土地等の場合】 地価税法別表第二 第2号イ 租税特別措置法第71条の7第2項 第1号	別2—2イ 71の7②— 1
【非課税土地等の場合】 地価税法別表第一 第5号 地価税法第6条第6項 地価税法第7条第1項	別1—5 6⑥ 7①

(11) 「賃借の相手方の名称(氏名)及び住所」欄

この欄には、その土地等が借地権等である場合には、その借地権等が設定されている土地等を有する者の名称(氏名)及び住所を、その土地が底地である場合には借地権等を有する者の名称(氏名)及び住所を記載する。

3 「※」欄は、申告書提出者においては記載を要しない。

## 〔翌年以降分の土地等の明細書の記載要領〕

1 地価税の申告書を提出した者が、翌年以降も連続して申告書を提出する場合には、その翌年以降4年分の申告書に添付する土地等の明細書には、その保有するすべての土地等の明細に代え、次の(1)から(3)までに掲げる土地等（以下「異動のあった土地等」という。）についての明細のみ記載することとしてもよいこととされている。

- (1) その前年の課税時期後1年内に取得した土地等
- (2) その前年の課税時期後1年内に譲渡した土地等
- (3) その前年の課税時期後1年内に土地等の価額の算定の基礎となる事項に異動があった土地等
  - 註 上記(3)における「土地等の価額の算定の基礎となる事項に異動があった土地等」とは、例えば、次に掲げる土地等をいう。
    - イ 用途変更等により課税価格特例土地等に該当しなくなった土地等、非課税土地等に該当しなくなった土地等、課税価格特例土地等に該当することとなつた土地等又は非課税土地等に該当することとなつた土地等
    - ロ 借地権等の設定により底地となつた土地等
    - ハ 借地権等又は底地の取得により更地となつた土地等
    - ニ 持分の一部取得をした土地等

- ホ 持分の一部譲渡をした土地等
- ヘ 土地等の一部譲渡をしたことにより面積が減少した土地等
- ト 隣接地の取得に伴い面積が増加した土地等
- チ 利用の仕方が変更になったことにより評価単位に変更があった土地等
- リ 倍率方式により評価する土地等で固定資産税評価額の評価替えがあったもの

2 異動のあった土地等の明細の記載に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 「初年分・翌年以降分」欄の「翌年以降分」を○で囲む。
- (2) 「貸借の相手方の名称（氏名）及び住所」欄  
異動のあった土地等については、その異動原因（取得若しくは譲渡の原因又は土地等の価額の算定の基礎となる事項の異動の内容）及びその異動年月日を記載する。
- (3) 異動のあった土地等が、前年の課税時期においても有していた土地等である場合には、異動のあった土地等の明細の下に、その土地等の前年の課税時期における明細をかっこ書きで記載する。
- (4) 上記(1)から(3)以外の事項については、「初年分」の明細書の記載要領に準じて記載する。